

北海道医師会母体保護法指定医師事務取扱要領

(平成26年 5月24日 理事会承認、制定)

1. 母体保護法指定医師取扱規程細則の第3「指定医師の申請、指定ならびに登録」について

母体保護法指定医師取扱規程細則の第3「指定医師の申請、指定ならびに登録」については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 郡市・医育機関医師会長の意見書の提出のない者の審査は、書類審査のほかに、母体保護法指定医師審査委員会の指定する期日に面接を行い、委員会として指定可否の意見を附記し、北海道医師会常任理事会にて報告後、北海道医師会長の承認を得るものとする。
- (2) 氏名等の軽微な変更については、母体保護法指定医師氏名等変更届(様式16)をもって履歴書(様式3)に代えることができる。